

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 28 日

上ノ国町長 工 藤



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

町内一円

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 8 月 17 日

3 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

経営体数：33 経営体

（ 法人　： 5 経営体
個人　： 28 経営体 ）

4 当該区域における農業の将来の在り方

[生産品目の明確化]

- 国の戦略作物のほか、町の特別振興作物（小豆、アスパラガス、いちご、さやいんげん、さやえんどう、にら、馬鈴薯、ブロッコリー）の生産拡大を推進する。

[経営の複合化]

- 水稲単作経営等については、基本構想に基づき、安定した収量が望める施設園芸の導入を図るなど、複合経営を促進する。

[6次産業化・高付加価値化]

- 地場農産物を利用した特産品開発や、農産物のブランド化に取組み、6次産業化・高付加価値化を推進する。

[新規就農の促進]

- 農業次世代人材投資資金等を活用し、青年農業者の拡充を図る。
- 定年退職者の就農に対し、農地のあっせん及び情報提供等の支援を行う。

[農地の集約化]

- 経営規模を維持するのが困難な農業者から、地域の中心となる経営体への農地の集積を図る。

- 農業者間における農地交換等により農地の効率的利用を促し、輪作体系の維持及び収量・品質向上を推進する。
- 作業の効率化や生産コストの低減を促進する。

5 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

- 地域の農地所有者は、必要に応じて農地中間管理機構に貸し付ける。
- 農業をリタイア・経営転換する人は、必要に応じて農地中間管理機構に貸し付ける。
- 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、必要に応じて農地中間管理機構に貸し付ける。